

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-20
処分の種類	水産動植物の増殖命令			
根拠法令条例等・条項	漁業法第128条第1項、第2項			
処分の概要	第5種共同漁業権者が当該漁業権に係る増殖を怠っているときは、知事は、増殖すべきことを命ずることができる。その命令に従わないときは、知事は当該漁業権を取り消さなければならない。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法第128条 第百二十八条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。 2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。 3 前項の場合には、第三十九条第三項及び第四項(公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止)の規定を準用する。 4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の保護増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令にかかる増殖計画を変更すべきことを指示することができる。</p> <p>○昭和37年1月30日付37-7209水産庁漁政部長「漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問題集送付について」 ○平成4年8月7日付4水振第1761号「漁場計画の樹立について」 ○昭和28年11月24日28水第9971号「内水面における第5種共同漁業権の増殖について」</p>			
基準の制定根拠	—			